

新三商品券

バザー券

令和7年1月31日 利用終了及び 払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配賜り、厚くお礼申し上げます。この度、当社新三商事株式会社発行の「新三商品券」、「バザー券」につきまして、令和7年1月31日をもってご利用を終了させていただき、資金決済法に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の「新三商品券」、「バザー券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

ご利用終了及び払戻しを行う前払式手段の種類



新三商品券(500円券)



バザー券(50円券)

ご利用終了日 ▶ **令和7年1月31日(金)まで**

払戻しの申出期間 ▶ **令和7年2月3日(月)～4月30日(水) 午前9時～午後5時(土・日は除く)**

当社が運営する**売店に未使用券を持参**して下さい。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

持参
できない
場合

- ◆住所・氏名・連絡先を当社担当者までご連絡ください。
- 返信用封筒と「払戻申請書」を送付致しますので、必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用券を同封のうえ配達記録郵便にて返信してください。
- 確認出来次第、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します)。なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

※期間内に申出がない場合、払戻し手続きから除斥されます。

※有効期間が切れた「新三商品券」はご利用及び払戻しの対象外となります。

※1/3以上破損した「新三商品券」、「バザー券」はご利用及び払戻しの対象外となります。

〈本件に関するお問い合わせ〉

新三商事株式会社 〒444-1164 愛知県安城市藤井町東長先1番地 <https://www.sinsan.co.jp>

経営管理部 経理グループ 担当/新保・石黒 TEL.0566-73-3300

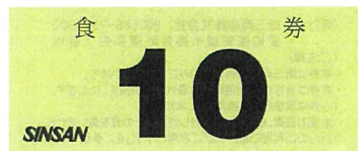
2024.12.1

食券

令和7年1月31日 利用終了及び 払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配賜り、厚くお礼申し上げます。この度、当社新三商事株式会社発行の「食券」につきまして、令和7年1月31日をもってご利用を終了させていただき、資金決済法に関する法律第20条第1項に基づき、**払戻しを実施**させていただきます。未使用の「食券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

ご利用終了及び払戻しを行う前払式手段の種類



食券(100円券・50円券・10円券・5円券・1円券)

ご利用終了日 ▶ **令和7年1月31日(金)まで**

払戻しの申出期間 ▶ **令和7年2月3日(月)～4月30日(水) 午前9時～午後5時(土・日は除く)**

当社が運営する**売店に未使用券を持参**して下さい。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

持参
できない
場合

- ◆住所・氏名・連絡先を当社担当者までご連絡ください。
 - 返信用封筒と「払戻し申請書」を送付致しますので、必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用券を同封のうえ配達記録郵便にて返信してください。
 - 確認出来次第、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します)。なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

※期間内に申出がない場合、払戻し手続きから除斥されます。

※1/3以上破損した「食券」はご利用及び払戻しの対象外となります。

〈本件に関するお問い合わせ〉

新三商事株式会社 〒444-1164 愛知県安城市藤井町東長先1番地 <https://www.sinsan.co.jp>

経営管理部 経理グループ 担当/新保・石黒 TEL.0566-73-3300

2024.12.1